## 前橋地方裁判所委員会(第11回)議事概要

- 1 日時 平成19年6月1日(金)15:00~17:00
- 2 場所 前橋地方裁判所大会議室
- 3 出席者

(委員・50音順,敬称略)

安中啓子,飯野眞幸,大澤克博,大橋寬明,久我泰博,高坂隆信,小林敬子,鈴木叡, 高橋康三,富岡恵美子,深堀充,宮崎瑞穂,山口幸男

### (事務局担当者)

事務局長栗田昭彦,民事首席書記官平澤憲雄,刑事首席書記官渡部高士,事務局次長及川節子,総務課長助川政浩,総務課課長補佐押田美由貴

### 4 議事

意見交換等(テーマ「法教育 前橋地方裁判所が法教育にどのように関与し,貢献することができるか。」、「裁判員制度広報用映画「裁判員」について」)

## 5 議事経過

### (委員長)

法教育を始める時期,あるいは法教育の現状,教材などについて,意見をお聞かせ願いたい。

### (委員)

前回の地裁委員会の話を聞いて,法教育という言葉は改めて非常に分かりやすい的確な言葉だと思った。しかし,法教育という言葉を使って県庁の方に説明をしたところ,なかなか理解されなかったので,それを広めていくことが,これからの課題だと思った。

### (委員)

法教育と言うと法律の教育というイメージであるが、単に法律を学習するというのではなく、権威、プライバシー、責任、正義等があって、人間が集団としての社会の中で生きていくときに守らなければいけない、主張していかなければいけないというところが一番の根幹で、そこを学習する中で考えていく一つとして法がある。裁判所は、裁判員制度や法の仕組みということだけではなく、少し広く人間の集団社会の中での在り方ということを根幹に置いて、何が協力できるかということを考えたらいいと思う。

## (委員)

学問的なことは幾らでも教えられるが,難しいのは実際の現場,社会で起きていることに対して,それぞれがどういう考え方をするのかを踏み込んで教育することも,広い意味で法教育ということではないか。実際に起きていることを直視し,自由に発言させ,物事や善し悪しを考えるということも教育になるのではないか。裁判所としても,地域の学校,教育委員会と突っ込んだ検討ができれば,そういった体験をさせる機会を通じて物事を考えさせる機会も増えて,教育という部分でも効果があると思う。

### (委員)

法教育と言ってしまうと、非常に狭い範囲の法技術みたいなものを教えて、例えば、こういう罰則があるからこれを守るのですよという流れになる。皆と生活していく上で、迷惑をかけたらいけないなど生き方の問題が教育のベースにあり、それを皆と守りましょう、社会のルールもありますというものがいいと思う。

### (委員)

法教育が出てきたのは,裁判員制度に関連していることもあって,国の政策に協力するという格好で教育が進みがちなところがあると思う。法教育をきっかけに,生き方とか権利とか,自分と人の人権を両立させるためにどのようなルールを作っていくか,そのルールを民主的に作っていくという国の仕組み,そして裁判員制度ということになるので,まさに社会科の一つの問題でもあるし,全部に通じる基本的な部分だと思う。そこをきちんとしないと,必要な部分をとりあえず教えるということになる。教育は短期的に効果が出るものではないので,長いスケールで考えていく。そのための一歩が始まったのだと思う。裁判所が裁判員制度をきっかけにして,市民に開かれた裁判所という形での歩みを始めていることはすごく大きなことだと思う。市民の側もそれにこたえて積極的に司法に参加できるチャンスを得たということで進んでいければと思う。裁判員の対象になる方々が,人権の在り方,社会の在り方,そして自分が市民として責務を果たしていく,そういう生き方っていうのはどうなんだろうかという問いかけの中で,裁判員制度にぜひ市民も積極的に取り組んでいくようになってほしいと願う。裁判所が全部を背負うのはとても無理な話であり,いろいろな機関がある程度分けて進めていくプログラムをつくっていく必要があると思う。

### (委員)

前回のゲストスピーカーの講演の要点の一つに,日本全国すべての学校で同じように学習できる体制づくりが課題であるということが書いてあるが,今後の法教育の在り方とか仕組みとかは全くこの1行に尽きる。教育制度を画一的に上から下へ押しつけることがあってはならないが,義務教育期間中に最低限,教えるべきことをやっていく必要がある。機会をとらえて国という大きな枠組みの中で考えていく本当にいい機会ではないか。

#### (委員)

自己とか人権の確立ということをしっかり教えるとなると、家庭教育、学校教育、社会教育とか、全部を含めてやることであり、裁判所で考えるというのは少し無理がある。裁判所がやるとなると、裁判員制度についての多少テクニカルなものにならざるを得ない部分もある。裁判所でやることには限りがあるというとおかしいが、余り広げ過ぎるとかえって焦点がぼやけてしまうと感じている。

## (委員)

教育の本当の意味の効果は、受ける側が与えられる知識なりにいかに関心を持つか、興味があるかにより、やはり変わってくるのかと思う。興味があれば、与えられた方はぐっと踏み込んでいくし、興味がなければやはり引いてしまう。法ということになると、やはり正義だとか正しいこと、悪いことといったことがベースになり、そういうことに対する議論をす

る風土があるかどうか。その風土をどうやってつくっていくか,それは裁判所だけではなく, 周りの学校に関連した業界も家庭もすべて取り込めるような議論をしていく必要があると思 う。

# (委員)

私が中学のときには、法教育という言葉はなく道徳という言葉を使っていたのではないかと思う。教育は国家百年の大計と言われるわけだが継続してやる必要があり、更に強化していくことが必要だと思う。裁判員制度がスタートしたらマスコミに大きく取り上げられ、そのときは皆が感心を持っているので、それを継続していくことが必要である。裁判員に求められるのは、そのジャッジをする際の自分の常識レベルであり、道徳をどう持つかという道徳観念に戻るのだと思う。一般社会人の意見を求めるということは、常識を持っているということを前提にしているわけであり、一般社会人はそれにこたえる義務がある。そのためにも、義務教育の場で、高等学校の場で、やはりマナーなり、相手に迷惑かけないなど最低限の道徳というものを守る授業、教育があっていいのではないかと考えている。

## (委員)

法教育というのは現行の枠組みの中でやられているが,裁判員制度とのかかわりでクローズアップされ,また,青少年の犯罪が非常に増えていることから規範意識をちゃんと教えた方がいいだろうというようなことが強く出ていると感じる。文科省に対して法務省はもう少し抜本的に要求を出して,公民教育を少し変えてもいいのではないかというようなことも言ってもらえるとありがたい。やろうとしている法教育について,考える部分を浸透させるために大きく枠組みを変えてもらいたい。すぐに変わるものではないので,法教育を今限られた中でやっていくときには,裁判所から示された「裁判傍聴及び裁判所見学」,「模擬裁判」,「広報用映画の上映・貸出」及び「裁判官及び書記官等の派遣」のほかに(法教育に)裁判所が関わる部分というのはそれほどないと思う。生徒を裁判所に連れてきて傍聴させたり,模擬裁判をさせたり,出前という形では学校現場に弁護士の方に随分来てもらっている。

## (委員)

法教育が,人と人とのかかわりとか,そういう広い意味で道徳というようなものを全部含んだ意味でのものなのか,それとも狭い意味での法的手続とか法律だとか,そういうものの意味でのものなのかということで相当違うが,前者の方をきちんとやるべきだと思う。先ほどの話では,法以外のさまざまな道徳的,規範的なルールがあり,社会をつくっていく上でむしろそちらの方が重要な部分がある。学校教育の中では,法そのものについては社会科等で,社会規範とか道徳的になると社会科や道徳という教科,学校行事等もあって,そこにウエートが置かれることになっているので,そのように考えると法教育は,表現は別として,学校教育全般にかかわっている。裁判所は法教育にかなり狭いところでしかかかわれないのではないか。道徳等を含めたすべてのことについて,裁判所の立場でかかわるのは無理がある。法の手続や裁判はどう行われているとか,その中でどのように人が守られているかというところが,裁判所として直接かかわれる部分ではないか。

### (委員)

NHKの週刊こどもニュースや小学生新聞が、大人にとっても非常に分かりやすく、参考になる。これから新聞でもページによっては子供向けのページを作ることが、年齢的にも幅広く読んでもらうために必要だろう。ものによって、ページによって、中学生でも分かるように作っていくことが一つの責任なのかと感じている。

### (委員長)

特に前橋地方裁判所としてどんなかかわりをしていくのがいいか,どういう点に力を入れるべきなのか,意見をお聞かせ願いたい。

## (委員)

市民や地方行政との協働ということが言われるが、市民が参加しやすいような制度をつくっていただきたい。NPO法人にしても決算等をしないといけないため非常に経済活動について興味が大きくなっているので、補助金がいいのではないか。講師に重職にある方を招くのも案だが、市民の間でコンペをするとか、補助金によって関心のある人々を広げていくというような活動はどうか。

### (委員)

法教育にかかわる裁判所の取組は,基本的に裁判所が教えてあげるということで一貫していると思う。なぜ裁判員制度が導入されるかというと,市民感覚と裁判所が少しずれがあるのではないか,多様な市民の意見を取り入れる必要性があるということで,職業的な裁判官だけでは必ずしも適切とは言い切れないというところから始まっていると思う。教えてあげることと市民から学ぶことの両方が本来的には必要なのではないか。いいアイデアはないが,見直すという視点も入れるということをお願いしたい。

## (委員)

裁判員制度の周知は,大分広がってきたような感じがする。先日も地裁所長がけやきウォークで裁判員制度のPRをしたが,あの場面を目にした方は限られた人たちだけであっても,話題性というか,そういうことを裁判所がやっているということは口コミでかなり広がっていくのではないか。(裁判所が)そういう努力をしていることはよく分かった。前橋地裁だけではなく,全国の裁判所でそういう努力をしていると思うが,報道機関としても,できる限り県民の皆さんに伝ていくというようにしたいと思う。

## (委員長)

裁判員制度を多くの国民,県民に伝えるという活動は,この3年間でそれなりの成果が上がってきたと認識しているが,言葉は知っているが中身を詳しくは知らない場合が多いということや,自分にかかわりのあることだと思っている方が非常に少ないということがある。言葉や始まることは大体の方が知っているという前提で,どれだけきちんと中身をお伝えできるのか,そのことにより理解と協力に結びつけていけるのかというのが,これからの課題だと思っている。できることは何でもやろう考えている。

### (委員)

DVD(裁判員制度広報用映画「裁判員」)を見たが、村上弘明などの名優が出ていて、すばらしいできだと思った。裁判員制度の普及にとって非常にいいDVDだと思う。この広報用映画の上映を教育学部、あるいは高校などとプロジェクトを組み、実際のカリキュラムの中で見せて、場合によっては裁判所から人を出して質問に答えてもらうということを制度化してくれると非常に効果が上がると思う。

### (委員長)

裁判所のかかわりがあった方がいいというときは、積極的に出かけていこうと思っている。これまでも、いろいろな団体や企業に出かけていって裁判員の話をしており、このDVDを持参し、何人かが集まったときや会議のときに御覧くださいということで渡している。

# (委員)

人数的に裁判所がタイトな状態でやっているというのが分かるので,あれもこれもというのは大変だと思う。裁判所でなければできないのは裁判傍聴であり,学校教育や社会との接点もこれが中心ではないか。終わった後にコミュニケーションを図る機会があると親近感が増すと思う。DVDの関係では,いろいろな団体とコンタクトをとって,協力してくれる方をどう組織するかということではないか。検察庁,弁護士会等とも連携し,協力し合うと,できる範囲が広がるのではないか。

## (委員長)

裁判員制度の中身の方をいかに充実させていくかということに取り組まなければいけない時期でもある。それをやりながら事件処理は従前どおり質の高いものを維持し、さまざまな広報や教育活動にもかかわっていくということを、現在の態勢でどこまでやれるかということが課題だと思っている。

## (委員)

そもそも法教育が出てきたのは、やはり裁判員制度との関連でということが言われているが、ここで話されているような視点、例えば、県教育委員会の方々は、どの辺まで認識した上で、教育という流れの中に組み込めるかどうかというような議論をしているのかということが疑問である。小中高の教育現場でDVDを見ると非常によいという意見についても、教育委員会に協力いただくことも広報の大きな手段であると思う。できれば、県教育委員会と前橋地方裁判所でタイアップしてやってみたらいいと思う。

## (委員)

法教育の重要性については、県教育委員会や教育長も十分認識している。どのように裁判所と緊密なシステムをつくるかということについては検討する余地があると思うが、群馬県の場合はかなり教育委員会が後押ししてくれているのではないかと思う。今の意見についても教育委員会の方に伝えておきたいと思う。現場にいるときに感じたことであるが、傍聴は非常に効果が大きいし、裁判官の傍聴後の説明も効果がある。小中高のそれぞれに応じた事件を裁判所が用意するのは難しいと思うが、どのような事件があって、例えば、これは第1回目の公判ですとか、判決言渡しというようなことが分かるような照会システムがあれば、

もっと学校教育との連携が傍聴で生きてくると思う。模擬裁判を実際に見ていて,生徒の抵抗感があるのは言葉の難しさであり,それを払拭させる意味で,もう少し取っ付きやすい言葉にしてもらいたい。

## (委員)

2年後に裁判員制度がスタートしたときにかなりの混乱が起きると思う。裁判所に行きたくない人,かかわりたくない人はたくさんいる。裁判員制度を国家的な事業としてやっていくには,先ほど意見が出たような機会をできるだけ与えるようにしなければならない。システム化ができるかどうかは分からないが,県教委レベルではなく文科省レベルの問題だろうし,継続していくのであれば長期的な戦略が必要だと思う。

# (委員)

DVDでは,裁判員にはなりたくないとか,面倒くさいというのが,まず出てくるが,最終的には主人公もほかの人も裁判員はやってよかった。しかも,意味があったというふうにまとまっていて,うまくつくられている。裁判で判断するという背景には裁判員それぞれの生き方が反映されている。その人の生き方というのが出てくると,裁判員になったことにより自分の一生とか人生,自分が何を考えているのかを改めて見詰め直すことができる。これをやっていくと裁判員は嫌だという人が減るのではないか。

## (委員長)

検察審査会という制度があるが、最初にくじで当たったときに喜んで出てくる方は非常に少ないのに、終わってから感想を聞くと、大変いい経験だった、多くの方にこういう経験をしてほしいという積極的な感想を述べる方が大半である。裁判員制度も始まるまでも大切だが、本当のポイントは始まってから実際に裁判員をやった方の感想がDVDのとおりになるかということだと思う。裁判員裁判は、裁判員の方々に分かる言葉で行われなければいけないわけで、その問題にも取り組んでいるが、2年後には言葉も大いに変わるということにならなければいけないと思う。傍聴については、学校によっては日時が決まっていることがあり、その場合、傍聴には余り適さない事件ということがあるなど、双方のスケジュールが合うというのが難しいこともある。裁判所は、問い合わせさえあれば、どの日にどのような事件があり、どれが一番適当かということは、選択できるのであれば対応可能だと思うので、なお工夫はしていきたい。

## (委員)

看護師などの場合は非常に時間が厳しく研修もやりにくい。看護師が足りない中で(裁判員に)出すのは大変だという気持ちがある。現在,職業的な研修をやっているが,裁判員が国民の義務だとすれば,企業で系統的にやってもらわないとだめだと思う。大きな企業だとできる可能性もあるが,小さいところは難しい。中小企業に対しては,どのような取り組みをしているのか。

## (委員長)

現在,県内のさまざまな企業,団体に制度の説明をし,参加についてどんな問題があるか

を聴き、どうしたらそれを克服できるかということを検討していこうとしている。確かに、小さなところになるほど、リストラで正社員は最小限の人数であり、パート等で補充しているところが多く正社員を裁判員に出すのは難しいというところも多い。そのような実情も把握しつつ、どのような工夫、対応ができるか、じっくり検討していこうということである。どうしてもという場合以外は協力していただくことになる制度だということを理解していただいて、できる工夫はお願いしたいということを伝えている。多くの訪問先には理解をいただいている。

### (委員)

大きい組織で裁判員制度の説明を行うときに、協力する態勢はつくっているのか。

## (委員長)

大きな企業も含めて大中小,さまざまなところで説明をし,前向きな対応をしていただけるところがかなりあると聞いている。

#### (委員)

経営者ではなく,個々の人に系統的に説明する研修会のようなものは開かれているのか。 (委員長)

全従業員を集めて説明するというレベルにはないが,企業訪問の際も経営側の方だけではなく,できるだけ従業員の方にも制度が始まるときにどのような問題があるか,どうすれば参加可能になるかというようなことを尋ねて,今後の参考にしている。

いただいた法教育に関する意見は、できるだけ生かす方向で取り組んでいきたい。

DVDを御覧いただいて,何か意見があればお聞かせ願いたい。

### (委員)

最終的に村上弘明がいなくても事業が成功するわけで,PRだからしょうがないがハッピーエンド過ぎると思う。長かったがキャスティングが非常によく,見ごたえはあった。隘路があって,その隘路をどう打開するのかということがあってもよかった。

企業等の協力の度合いは,その職場によって違う。業種にもより,病院など限られた中で どうやりくりするかというのは,結構難しいと思う。

#### (委員)

実際の裁判が始まってからは緊迫して見られたが,前半が少しだらついている。確かにハッピーエンドであるが,ある意味いろいろ議論ができると思う。大学生レベルの話をしているが,これはいいとか,おかしいとか議論ができる材料があり,見た後で感想を言いながら1時間ぐらい皆で議論できると思う。

## (委員長)

選任の手続について意見等があれば、お聞かせ願いたい。

### (委員)

選任のところで一番気になるのは義務だということで、初めは嫌でもだんだん一生懸命になってくるというハッピーエンドならいいが、初めからやる気のない人が裁判員に入って、

結局ずっといるというようなうまくいかないケースのときはどうなるのか。

## (委員)

裁判員の資格の対象者は非常に広く、議論をなかなか把握できない方もたくさんいる。いるいるな方の意見を反映することの必要性は感じているが、いいかげんなままだったら困る。しかし、ちゃんとやっていくかの見通しは、ちょっとその人を見ても全然分からないと思う。無難な人だけ残すようなことになると裁判員制度の機能が一面的になってしまうという心配もしている。

## (委員)

DVDはキャスティングが豪華過ぎてリアル感に乏しい感じがする。青少年の目線で考えたときに、ミスを犯して怒られた腹いせに火をつけるというのは理解できない部分もあり、放火以外をテーマにした方が興味が得られたと思う。法教育の観点では、中高生が裁判員制度を分かる一本があってもいい。理解してもらう、あなたに来たらぜひ受けてくださいねという意味の効果は非常にあるDVDだと思う。

## (委員)

やはリDVDの上映会をやって、貸出もしているということを広報してはどうか。

## (委員長)

裁判所における上映会というのは憲法週間行事でもやったが、今後、多くの人に見ていた だく機会もつくっていきたいと思っている。

次回期日及び意見交換テーマについては追って委員の方々の意見をお聞かせいただいた上で決めさせていただきたい

## (各委員異論なし)

以上